

独立行政法人国立公文書館の業務方法書の一部変更について

平成19年2月23日

内閣府

独立行政法人国立公文書館

1. 業務方法書変更の趣旨

国会等の場において国立公文書館が保存する歴史公文書等の公開について議論がなされたことを契機として、国立公文書館に置かれている有識者会議の機能を充実し、歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項等について有識者会議に諮る等の措置を講じるため、業務方法書を変更することとする。

2. 業務方法書変更のポイント

- (1) 国立公文書館が保管する歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項等について有識者会議に諮ることとする。
- (2) 館長が委嘱する有識者会議の構成員の選出基準(「公文書館制度及び行政、法律、歴史その他の識見を有する者」)を明記する。
- (3) 有識者の委嘱について、内閣総理大臣への届出事項とする。

3. スケジュール

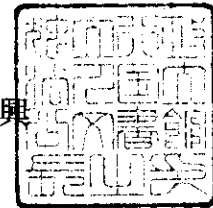
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 2月9日 | 内閣府に対し業務方法書変更申請 |
| 2月23日 | 内閣府独立行政法人評価委員会における審議 |
| 3月 | 内閣府において業務方法書変更認可 |
| 4月 | 業務方法書変更の施行
内閣府に対し有識者の委嘱及び会議規定の届出 |



国公文第49号
平成19年2月9日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 菊池光興



独立行政法人国立公文書館業務方法書の変更認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、別紙のとおり独立行政法人国立公文書館業務方法書を変更することとしたいので、当該変更の認可を申請します。

独立行政法人国立公文書館業務方法書の変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>(有識者による会議)</p> <p>第 1 3 条 独立行政法人国立公文書館長 (以下この条において「館長」という。) は、次の各号に掲げる事項について、館に置かれる有識者による会議に諮ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 館が保管する歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項 二 前号の一般の利用の制限に対する不服の申出に関する事項 三 その他館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項 <p>2 前項の有識者は、公文書館制度及び行政、法律、歴史その他の識見を有する者のうちから、館長が委嘱する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、有識者による会議に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>4 館長は、第2項の委嘱をしたとき及び前項の定めをしたときは、内閣総理大臣に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>(有識者による会議)</p> <p>第 1 3 条 独立行政法人国立公文書館長は、館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項について、別に定めるところにより館に置かれる有識者による会議に諮ることができる。</p> <p>2 独立行政法人国立公文書館長は、前項の定めをしたときは、内閣総理大臣に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。</p>

注：第13条は全文改正であるが、改正部分を明示するため便宜的に変更部分に下線を付したものである。

独立行政法人国立公文書館業務方法書（改正後）

（平成13年4月1日 適用）

改正 平成13年11月30日 適用

平成19年4月1日 適用

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条及び独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成13年内閣府令第14号）第1条に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、歴史資料として重要な公文書その他の記録（現用のものを除く。以下「歴史公文書等」という。）を国民の共通の財産として継続的に後代に伝えるために、これら歴史公文書等の散逸、消滅を防止し、一般の利用に供することが極めて重要であるという基本認識に立って、業務を行うものとする。

（歴史公文書等の保存及び利用）

第3条 館は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、歴史公文書等を保存し、及び保存に支障を生じることのないよう配慮しつつ一般の利用に供する。

- 一 法第15条第4項により国の機関から内閣総理大臣に移管された歴史公文書等（以下本条において「移管公文書等」という。）を受け入れること。
- 二 くん蒸、修復その他保存するために必要な措置を講ずること。
- 三 目録を作成し、及びこれをデータベース化すること。
- 四 移管公文書等の閲覧、複写、貸出し及び展示を行うこと。
- 五 移管公文書等を保存し、及び一般の利用に供するための施設設備を適正に管理すること。
- 六 その他移管公文書等を保存し、及び一般の利用に供するため、適切な措置を講ずること。

（歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供）

第4条 館は、国の機関が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する情報を収集し、整理して、館が保管するものと併せて提供する。

（歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言）

第5条 館は、国の機関が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関し、国の機関に対し専門的技術的な助言を行う。

2 館は、法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の求めに応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べる。

(歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究)

第6条 館は、館又は国の機関が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行う。

(歴史公文書等の保存及び利用に関する研修)

第7条 館は、館又は国の機関が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関し、館又は国の機関の担当者等に対して研修を行う。

(アジア歴史資料の情報提供)

第8条 館は、「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成11年11月30日閣議決定)に基づき、館又は国の機関が保管するアジア歴史資料を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行うとともに、当該資料の利用者の利便性向上に必要な調査等を実施する。

(附帯業務)

第9条 館は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務として、広報活動、国際交流、地方公共団体との交流等を行う。

(公文書館法第7条の業務の受託)

第10条 館は、法第11条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣の委託を受けて次の各号に掲げる業務を実施することができる。

- 一 地方公共団体が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関し、当該地方公共団体の職員に専門的技術的な助言を行うこと。
- 二 第7条に規定する研修に地方公共団体の職員を参加させること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の職員に公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うこと。

(業務の委託の基準)

第11条 館は、第3条から前条までに掲げる業務のうち、歴史公文書等の媒体等に係る科学的調査、データベースシステムの構築等自ら実施することが効率的でないとするものについて、次の各号に掲げる基準に従い、業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 一 受託者は、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で選定すること。
- 二 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- 三 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置等につき定めた書面により行うこと。

(競争入札その他の契約に関する基本的事項)

第12条 館は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければな

らない。

- 2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が館にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(有識者による会議)

第13条 独立行政法人国立公文書館長（以下この条において「館長」という。）は、次の各号に掲げる事項について、館に置かれる有識者による会議に諮ることとする。

- 一 館が保管する歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項
- 二 前号の一般の利用の制限に対する不服の申出に関する事項
- 三 その他館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項

- 2 前項の有識者は、公文書館制度及び行政、法律、歴史その他の識見を有する者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、有識者による会議に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 館長は、第2項の委嘱をしたとき及び前項の定めをしたときは、内閣総理大臣に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(細則)

第14条 館は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の方法に関し必要な事項について細則を定めることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の細則について準用する。

附 則

この業務方法書は、内閣総理大臣の認可を受けた日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成13年11月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

独立行政法人通則法（抄）
（平成十一年七月十六日法律第百三号）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。